



2016年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社オリエンタルランド
代表者名 代表取締役社長 上西 京一郎
(コード番号4661 東証第1部)
問合せ先 広報部長 宮内 良一
(TEL 047-305-5111)

従業員持株会型 ESOP の再導入に関するお知らせ

当社は、2016年11月22日開催の取締役会において、当社グループ各社の従業員（以下「従業員」といいます。）の福利厚生の実施及び当社グループの企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会型 ESOP」（以下「本制度」といいます。）の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員へ分配することを通じて、従業員の福利厚生を図り、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社グループの企業価値の向上を図ることを目的としております。

本制度は、従業員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向けの報酬制度の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 及び2008年11月17日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等を参考にして構築した従業員向けの福利厚生制度です。

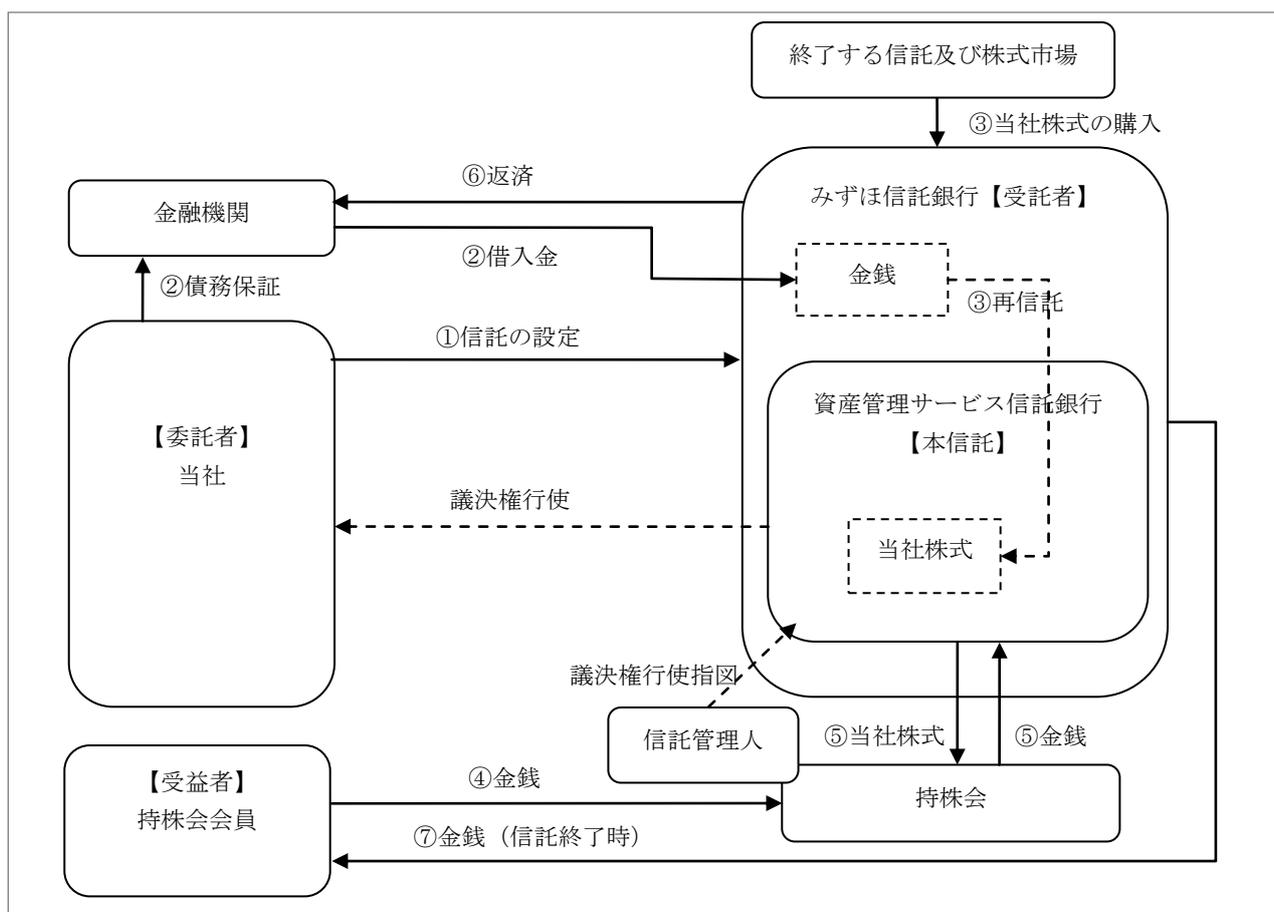
当社は、2011年12月22日より本制度を導入しており、2016年12月12日に終了する予定ですが、本制度導入による実績・効果等を総合的に勘案した結果、再導入することを決議いたしました。

2. 本制度の概要

本制度は、「オリエンタルランド社員持株会」（以下「本持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象に、当社株式の株価上昇メリットを還元するインセンティブ・プランです。本制度では、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者とする『株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書』（以下「本信託契約」といいます。）を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社との間で資産管理サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託する契約を締結します。

今後約5年間にわたり本持株会が取得する見込みの当社株式を、本信託が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。本信託終了時まで、本信託が本持株会への売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する本持株会会員に分配します。また当社は、受託者が当社株式を取得するための借入に対し保証を行っているため、本信託終了時において当社株式の価格下落により当該株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当社が当該残債を弁済することとなります。

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、信託に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 受託者（みずほ信託銀行）は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は、金融機関に対して債務保証を行います。）
- ③ 受託者（みずほ信託銀行）は借入れた資金を資産管理サービス信託銀行に再信託し、本信託は当該資金で株式を取得します。本信託は信託期間内に持株会が取得すると見込まれる相当数の当社株式を終了する信託からの相対取引及び株式市場から取得する予定です。
- ④ 持株会会員は、奨励金と併せて持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 持株会は、毎月持株会会員から拠出された買付代金をもって、本信託から時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 本信託の持株会への株式売却代金をもって受託者（みずほ信託銀行）は借入金の元本を返済し、本信託が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を返済します。
- ⑦ 本信託は、信託期間の満了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、持株会会員に分配します。
 （信託終了時に、受託者（みずほ信託銀行）が信託財産をもって借入金を返済出来なくなった場合、当社が債務保証を履行することで、借入金を返済します。）

4. 本信託の概要

- | | |
|---------|--|
| ① 信託の目的 | 本持株会に対する当社株式の安定的な供給及び信託財産の管理により得た収益の受益者への給付 |
| ② 委託者 | 当社 |
| ③ 受託者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は2016年12月12日(予定)に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |
| ④ 受益者 | 受益者適格要件を充足する本持株会会員 |
| ⑤ 信託設定日 | 2016年12月12日(予定) |
| ⑥ 信託の期間 | 2016年12月12日～2021年12月15日(予定) |

5. 本信託による当社の株式の取得の内容

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ① 取得する株式 | 当社の普通株式 |
| ② 取得価額の総額 | 4,000,000,000円(予定) |
| ③ 株式取得期間 | 2016年12月12日～2016年12月30日(予定) |
| ④ 株式取得方法 | 終了する信託からの相対取引及び株式市場により取得 |

以上